

京都市告示第311号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年7月24日

京都市長 松井孝治

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	久我98号線	伏見区羽東師鴨川町82番地の1地先 同区久我東町6番地の153地先	
2	淀233号線	伏見区淀桶爪町451番地の3地先 同町451番地の4地先	

(建設局土木管理部道路明示課)